



発行:豊島区
編集:政策経営部広報課
〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1
☎3981-1111 (代表)
ホームページ
http://www.city.toshima.tokyo.jp

区民相談コーナー

受付…月～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時
区役所本庁舎1階
☎区民相談係☎3981-4164

「AIDS知ろう館」開設10周年を迎えます

～大切な体 自分で守ろう

「AIDS知ろう館」は、平成6年10月に日本初のエイズ専門館として池袋保健所1階に設置され、今年で10周年を迎えます。これまで、区民をはじめ、国内外から約6万人の方が訪れ、「エイズ予防活動の拠点」として、普及啓発活動を行ってきました。

どなたでも、自由にエイズについて本やビデオで学ぶことができますので夏休みを迎える今、親子・友達同士・個人でお気軽にご利用ください。☎池袋保健所健康推進課☎3987-4172



「AIDS知ろう館」(以下「知ろう館」)は平成6年10月に、エイズについて学びたいという中・高校生からの要望に応え、エイズについて「正しく知り」、「考え」、「行動できる」開放的な自学自習のスペースとして誕生しました。

現在、館内には約1千冊の図書および約300本のビデオテープがあり、これらは誰でも自由に利用することができます。さらに「知ろう館」で勉強をした学生が作成した、感染者へのメッセージを刻んだキルトやパネルなどを展示しています。

平成15年度の「知ろう館」の来館者は6千名を超え、個人の一般利用のほか、区内の学校や自治体等の来館もあり、様々な職種や年齢の方の情報交換の場となっています。

AIDS知ろう館

大正大学学生(ボランティアサークル・ピア)と夏休みに「性」について学ぼう

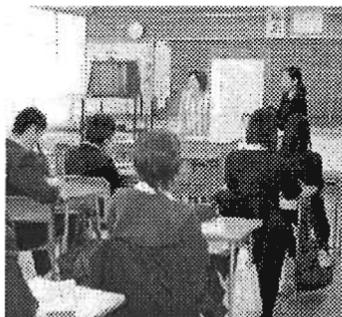
7月27日～8月31日の毎週火曜日(8月24日除く)午後1時～3時 AIDS知ろう館

日頃なかなか話せない「性」、「エイズ・性感染症」について知る機会となります。親子での来館も歓迎します。

10年間の歩み

年度	主な取り組みなど
6	シンポジウム:第1回「エイズについて子どもたちと語り合おう」
7	シンポジウム:第2回「ひとりでも悩まない」
8	「花とみどりのまつり」でPR
9	シンポジウム:第3回「知識だけでいいの?」
10	小学校で講演会 ロック&ジャズコンサートでPR
11	私立女子中・高校で講演会 ティーン&AIDS in summerの開催
12	小学校で啓発授業 国際麻薬撲滅キャンペーンでPR
13	区内の児童・学生の来館者が増加
14	有森裕子さんとトーク&ワーク 小・中学校で啓発授業
15	中学校での総合学習や卒業前の生徒に啓発授業

※毎年、コミュニティまつりやふくしまつりでのPRの実施
※平成11年から海外視察あり
※平成12年から区内小・中学校で健康教育を実施



また「知ろう館」は、「エイズ予防活動の拠点」として情報発信をはじめ、区内小・中学校との連携も深めています。今年度には、全中学校の生徒に「中学生の生活と意識についてのアンケート」を実施し、性に関する意識や行動に至る危険因子を明らかにして、エイズなど性行為感染症予防に取り組んでいきます。

開館時間

月～金曜日 午前9時～午後5時(土・日曜日・祝日・年末年始は休館)

学習活動の支援

グループで保健師と一緒に勉強会を行うことができます。また、「知ろう館」を、HIV・エイズに関する活動を行っている団体に会議用スペースとして無料で貸し出しています。お気軽にお問い合わせください。

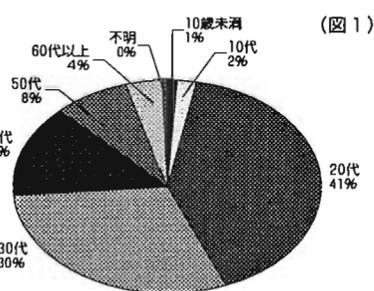
エイズの現状

10代・20代に広がるHIV感染者象となり、交付数が増加しています。

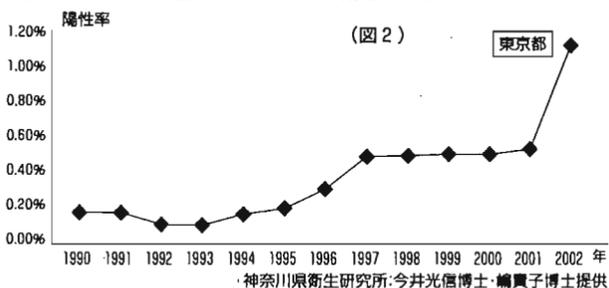
検査と相談

池袋保健所では、月に2回程度、エイズの検査(HIVの抗体検査)を無料・匿名で行っています。プライバシーは守られます(要予約)。また、電話での相談も受け付けています。

東京都のHIV感染者年齢階級別内訳(1985～2002年累計)



保健所等無料HIV検査におけるHIV抗体陽性率の推移



エイズ(後天性免疫不全症候群)とは

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染して起きる病気です。HIVに感染すると、身体を病気から守っている免疫系が徐々に弱められていきます。

HIVに感染しても、すぐには症状が現れません。しかし、HIVは身体の中に入るので、症状がないにもかかわらず、性行為などによって他人に感染させる力があります。治療しないですと約10年程で様々な症状がでてきます。この状態を「エイズ」といいます。

HIVは、患者・感染者の血液・精液・膣分泌液に多く含まれています。主な感染経路は性行為なので、性行為以外の社会生活で感染することはほとんどありません。エイズは一人ひとりの正しい知識とコンドームの使用などの行動により予防できる病気なのです。

児童手当の対象が 小学校3年生までに拡大されました

平成16年4月1日から、児童手当制度の支給対象年齢が、義務教育就学前(6歳到達後最初の3月)までから、小学校第3学年修了前(9歳到達後最初の3月)までに拡大されました。

新たに児童手当を受けようとする児童の保護者は認定請求等の手続が必要です。該当する保護者には、6月末に児童手当請求のご案内などを郵送しました。届いていない場合は当係へご連絡ください。

なお、今回の改正に伴う新規請求などは、法施行日から平成16年9月30日までに受け付けたもの限り、4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって適用されます。

平成16年度小学校入学児童(平成9年4月2日〜平成10年4月1日生まれ)の保護者
平成16年3月まで当該児童に係る児童手当を受給していた保護者は、6月中に「現況届」を提出していただければ、手続は必要ありません。現在、児童手当を受給していない保護者で受給資格がある場合は「認定請求」が必要です。

平成16年度小学校2・3年生の児童(平成7年4月2日〜平成9年4月1日生まれ)の保護者
現在、児童手当を受給していない保護者で受給資格がある場合は「認定請求」、すでに就学前児童について児童手当を受給している場合は「額改定請求」が必要です。

児童手当所得制限額表

単位：円

扶養人数	国民年金加入 または年金未加入者	厚生年金・共済年金 加入者
0人	3,090,000	4,680,000
1人	3,470,000	5,060,000
2人	3,850,000	5,440,000
3人	4,230,000	5,820,000
4人以上	以降1人増すごとに380,000円加算	
控 除 項 目		
雑損・医療費・小規模共済等控除	控除相当額	
老人扶養	60,000	
本人が老年者	500,000	
本人が寡婦(夫)・勤労学生	270,000	
本人が特別寡婦	350,000	
普通障害者(本人・扶養)	270,000	
特別障害者(本人・扶養)	400,000	

※上記の表には社会保険料控除一律80,000円を加算しています。
※控除後の金額＝所得金額－上記控除額。控除後の金額が上記の制限額未満であれば手当を受給できます。
(所得金額とは、給与所得者の場合、給与所得控除後の金額)
事業所得者の場合、確定申告書の所得金額)

※平成16年4月1日以降に転入した方は、前住所地での請求手続が必要な場合があります。
手続に必要な書類

●厚生年金・共済年金に加入している方は健康保険証の写し
●平成15年1月2日以降に転入した方は、平成15年1月1日現在の住所地の区市町村が発行する「平成15年度所得証明書」
●平成16年1月2日以降に転入した方は、平成15年1月1日現在の住所地の区市町村が発行する「平成15年度所得証明書」
●雨天、強風および光化学スモッグ注意報発令の場合は中止。
◇対象：区内在住、在学の小學生(小学低学年の方は保護者同伴)◇募集数：各回20名◇用意するもの：絵の具、クレヨン、色鉛筆のいずれかを持参。暑さ対策のため帽子、タオル、水筒
◇審査：8月上旬に入賞作品3点を選考※入賞者には賞状・記念品を贈呈。なお、作品の著作権は区に帰属します。

第1回 屋上庭園スケッチ大会を 開催します

区役所本庁舎屋上庭園に咲いている草花の絵を描きましょう。
7月25日(日)・8月1日(日) 午前8時30分〜正午 区役所本庁舎屋上
申込とみどりの係※先着順 ☎3981-4940

区役所本庁舎屋上庭園に咲いている草花の絵を描きましょう。
7月25日(日)・8月1日(日) 午前8時30分〜正午 区役所本庁舎屋上
申込とみどりの係※先着順 ☎3981-4940



閉校した小学校の用地を売却します (条件付一般競争入札案内)

◇所在地：東池袋二丁目58番3
◇面積：約8千500㎡(分割売買不可)
◇入札参加資格：大学、または大学院を設置する学校法人
◇用途：大学・大学院の校舎等の敷地◇施設整備等の条件：購入者には一定の建築条件・環境整備等の条件が付されます※詳細は案内書参照
◇入札参加申込み期間：7月20日まで(申込み後、資格審査を行います)◇入札期間：7月21日〜29日◇入札方法：入札参加申込み後、郵便による入札◇開札：7月30日◇最低価格：案内書・区ホームページ上で公表◇売買代金支払い方法：一括払い◇入札保証金：入札額の100分の3以上の保証金を納付
◇契約の締結：落札者は8月6

日までに仮契約を締結◇契約発効：区議会の議決後◇契約保証金：仮契約時に契約金の100分の10以上の保証金を納付
◇土地の引き渡し：本年11月を予定
※案内書は経理課で配布しています。区ホームページ(アドレス)にも掲載
入札資格・条件等/施設再構築・活用担当 ☎3981-1547、入札手続/用地係 ☎3981-4591

「地域区民ひろば」構想の 小学校区別説明会を開催します

4月に開催した23小学校区別説明会に引き続き、今回は現行の児童館やことぶきの家などの利用方法を中心とした内容を説明し、ご意見を伺います。
皆さんのご意見を反映させるため、是非ご参加ください。
◇開催日程：左表のとおり
◇当日直接会場へ。
◇地域区民ひろば担当 ☎3981-1479

小学校区	開催日時	場 所
駒 込	7月15日(木) 午後7時〜8時30分	駒込小学校
池袋第二		池袋第二小学校
朋 有	7月16日(金) 午後7時〜8時30分	朋有小学校
高 松		高松小学校
池袋第三	7月17日(土) 午後1時30分〜3時	池袋第三小学校
目 白	7月20日(火) 午後7時〜8時30分	目白小学校
さくら		さくら小学校
大明・池袋第五	7月21日(水) 午後7時〜8時30分	池袋第三区民集会室
朝 日	7月22日(木) 午後7時〜8時30分	朝日小学校
巢 鴨		巢鴨小学校
千 早	7月23日(金) 午後7時〜8時30分	千早社会教育会館
西巢鴨		西巢鴨小学校
椎名町	7月24日(土) 午後1時30分〜3時	南長崎第四区民集会室
清 和		巢鴨第一区民集会室
文 成	7月26日(月) 午後7時〜8時30分	文成小学校
富士見台		南長崎第一区民集会室
高 南	7月27日(火)	高田ことぶきの家

経営診断を ご利用ください

区内の中小企業者を対象とした経営診断を実施しています。事業の拡大や店舗の改装、商品の陳列や販促促進手段、コンピュータの導入など、経営全般にわたって調査分析を行い、具体的な改善策を提案します。診断に当たっては、中小企業診断士が直接訪問します。
◇費用：無料※企業秘密は厳守します。なお、以前に診断された方も再診断できます。
中小企業振興係 ☎5992・7013

区役所に 手話通訳者を 配置しています

毎週月曜日と水曜日の午前9時30分〜午後2時30分まで
◇場所：区役所本庁舎1階区民相談コーナーに豊島区登録手話通訳者が在席しています。
豊島区手話通訳者派遣センター ☎5396・9361、FAX 5396・9104、心身障害者福祉センター ☎3953・2811、FAX 3953・9441



豊島区は交通安全宣言都市です

守っていますか
自転車利用時の「ルールとマナー」

「おもいやり 人に車に
この街に」

交通ルールを守り、正しいマナーの実行で、安全で快適な地域社会を築きましょう。

自転車に乗るとき

●二人乗りや並列運転、携帯電話を利用しながらは危険ですので絶対にやめましょう。

●前照灯や尾灯(反射材)は、自分の存在を相手方に知らせるためのものです。夕暮れ時は早めにライトを点灯し、無灯火運転はやめましょう。

●交差点での事故が増えています。交差点では必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

●歩道のない道路での自転車の通行は、車道の左側端や歩道を

通行する際は「歩行者が優先」です。ベルを鳴らさず、徐行や一時停止・降車するなど思いやりのある運転を心がけましょう。

●ウイロードは「自転車通行禁止道路」です。通行する際は自転車から降りて通行しましょう。

自転車をとめるとき

●池袋駅、目白駅、千川駅など区内の主要駅周辺は自転車の放置禁止区域です。最寄りの自転車駐留場や自転車置場を利用しましょう。

●道路は自転車置場ではありません。災害時の救助活動や視覚障害者を始めとする歩行者や商店の方に大変迷惑がかかります。絶対にやめましょう。

☎交通安全係 ☎3981-4856

放置自転車の撤去保管
手数料が変わります

10月1日から撤去された自転車等を引き取る時にお支払いいただく料金(撤去保管手数料)を、下表のとおり改定します。

今回の料金改定は、放置される自転車等が減少、解消することを目的としています。

区は放置自転車の解消に向けて様々な努力をしてきましたが、昨年10月の調査で、都内の放置自転車数が最も多いのが池袋駅、第2位が大塚駅という結果になりました。

今後さらに放置自転車対策を進めるために、自転車等を放置した方に適正な費用負担をお願いするための改定です。

	現行	10月1日 撤去分
自転車	3,000円	5,000円
原動機付 自転車	5,000円	8,000円

保険年金

老人保健(医療)のご案内

受給者証をお持ちの方へ

老人保健(医療)受給者証の負担区分を、8月1日現在の世帯状況および平成15年中の所得(平成16年度住民税課税所得)に基づいて判定します。

※左表の②③に該当する方は、「基準収入額適用申請」が必要。※左表の④に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定申請」が必要。7月中旬に申請案内を送付。

区分	収入金額	負担割合	
住民税課税世帯	①一定以上所得 課税所得額が124万円以上	2割	
	一般	②70歳以上の方が2名以上 合計収入が637万円未満 課税所得額が124万円以上	1割
		③70歳以上の方が1名 収入が450万円未満	
住民税非課税世帯	④低所得者		

負担区分が変更になった方へ

7月下旬に新しい「医療受給者証」を送付します。古い医療受給者証は、返送ください。

☎高齢者医療係 ☎3981-1937

高齢受給者証をお持ちの方へ
7月26日に高齢受給者証を送付します

高齢受給者証の一部負担割合を、毎年8月1日現在の世帯状況および平成15年中の所得状況に基づいて再判定し、新しい証を送付します。

◆一部負担割合：原則として1割。課税所得が24万円以上の方(一定以上所得者)は2割。ただし、課税所得が24万円以上の方で、かつ、平成15年の年収が1人世帯で450万円未満の方、複数世帯で637万円未満の方は、申請により1割になる場合があります。

海外居住者の方も
国民年金に加入できます

海外に住んでいる日本国籍の方も、国民年金に任意加入できます。加入手続と保険料の納付方法は次のいずれかになります。

①国内に親族がお住まいの方は、親族が本人に代わって届出や納付をする。

②国内に親族がいない方、または、高齢等で親族に依頼することが困難な方は、日本国民年金協会(千代田区平河町2の5の5 ☎3265-2885)へ依頼する。

なお、帰国時は新住所の区市町村へ届出をしてください。☎年金資格係 ☎3981-1954

65歳以上の方へ
豊島区介護保険料特例減額(平成16年度の申請はお済ですか)

生活に困窮し、保険料の納付が困難な方で、該当すると思われる方は、必要書類などを確認の上、申請してください。

学校などのプールを
利用できます

7月26日(月)～8月7日(土)(日)を除く、8月18日(水)～21日(土) 午前10時～正午、午後1～3時

◆対象：保護者同伴の未就学児 ※組み立てプール使用。旧千川小学校 7月22日(水)～8月15日(日) 午前10時～正午、午後1～4時

図書館からお知らせ

点字図書館では、視覚に障害のある方に、点字図書・録音図書・さわる絵本の貸出を行っています。また、対面朗読サービスや拡大写本サービス、パソコン・プリンタなどの機器利用、点字指導なども行っています。

身体障害者手帳をお持ちで初めて利用する方は、電話で利用登録をしてください。

「プライベートサービス」を行っています。お手持ちの図書、資料を点訳、音訳するサービスです。弱視の方には、個々の読みやすい大きさの文字や行間で、拡大写本製作をします。ご相談ください。

「ひかり文庫」では対面朗読サービスを、中央・駒込・千早の各図書館で行っています。

☎中央図書館 ☎3983-7861、☎創形美術学校 ☎3986-1981

子育て・教育

7月28日(水) 午後3時から 区役所本庁舎※傍聴可。希望する方は事前(当日可)に当係へ。☎学事係 ☎3981-1174

「幼児教育振興計画検討委員会」(第5回)を開催します

図書館からのお知らせ

点字図書館では、視覚に障害のある方に、点字図書・録音図書・さわる絵本の貸出を行っています。また、対面朗読サービスや拡大写本サービス、パソコン・プリンタなどの機器利用、点字指導なども行っています。

身体障害者手帳をお持ちで初めて利用する方は、電話で利用登録をしてください。

「プライベートサービス」を行っています。お手持ちの図書、資料を点訳、音訳するサービスです。弱視の方には、個々の読みやすい大きさの文字や行間で、拡大写本製作をします。ご相談ください。

「ひかり文庫」では対面朗読サービスを、中央・駒込・千早の各図書館で行っています。

☎中央図書館 ☎3983-7861、☎創形美術学校 ☎3986-1981

がん研究會附属病院跡地利用の
説明会を開催します

跡地利用に関する計画の検討状況と、今後のスケジュールについて区と都市再生機構(旧都市公団)が説明会を開催します。7月29日(水) 午後7時～8時30分 豊成小学校図書室 ※駐車場なし。☎住環境第二係 ☎3981-2612

創形美術学校所蔵図書を一般公開しています。池袋駅西口にある創形美術学校(西池袋3の31の2)の所蔵図書が、4月から一般公開されています。閲覧希望の方は、同校の「創形アート・プログラム」へ登録をしてください。(登録・利用ともに無料)。

子育て・教育

7月28日(水) 午後3時から 区役所本庁舎※傍聴可。希望する方は事前(当日可)に当係へ。☎学事係 ☎3981-1174

「幼児教育振興計画検討委員会」(第5回)を開催します

図書館からのお知らせ

点字図書館では、視覚に障害のある方に、点字図書・録音図書・さわる絵本の貸出を行っています。また、対面朗読サービスや拡大写本サービス、パソコン・プリンタなどの機器利用、点字指導なども行っています。

身体障害者手帳をお持ちで初めて利用する方は、電話で利用登録をしてください。

「プライベートサービス」を行っています。お手持ちの図書、資料を点訳、音訳するサービスです。弱視の方には、個々の読みやすい大きさの文字や行間で、拡大写本製作をします。ご相談ください。

☎は[問い合わせ先]、☎は[申込み先]、HPは[ホームページ]、EMは[Eメール]、FAXは[ファクス]、☎は[フリーダイヤル]です。

一部変わりました

豊島区地域地区図(用途地域等)を区ホームページで閲覧できます

区ホームページにおいて、地域地区図を閲覧できるようになりましたので、ご利用ください。また、今回の見直し後の豊島区全域の地域地区図は、行政情報コーナーで頒布しています(1部800円)。
<http://www.city.toshima.tokyo.jp/toshikeikaku/>
 図地域計画係 ☎3981-2397

建築規制の概要

建築物の用途制限	建物の用途										
	住宅、共同住宅など	住宅で事務所、店舗などを兼ねるもの(非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの)	店舗・飲食店など	事務所など	幼稚園・小学校・中学校・高等学校	病院	公衆浴場・診療所・保育所など	ホテル・旅館	カラオケボックスなど	発行所など	劇場・映画館・演芸場・観覧場 麻雀屋・パチンコ屋・勝馬投票券
(注) ①用途制限は、建築基準法別表第2の概要(一部)であり、すべての制限について掲載したものではありません。 ②豊島区では、  は、指定されていません。											
として良好な環境を維持する地域(第二種低層住居専用地域販売店舗が建てられます。)	○	○	×	×	○	×	○	×	×	×	×
地の環境を維持する地域(第二種中高層住居専用地域は、店舗や事務所が建てられます。)	○	○	▲	×	○	○	○	×	×	×	×
中小規模の様々な用途の建物が建つ地域	○	○	▲	▲	○	○	○	▲	×	×	×
大規模な店舗や事務所が建つ地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
大規模な駐車場などの自動車関連施設の建設を誘導する地域(幹線道路の沿道など)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲
地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域(都心、副都心等)、交通利便性高いターミナル駅周辺、業能を集め幹線道路沿道など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
の両方が建つ、産業機能を維持・増進する地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
を図る地域	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×
した土地利用を図る地域、計画的に工業地として整備を図	×	×	▲	○	×	×	○	×	○	×	×

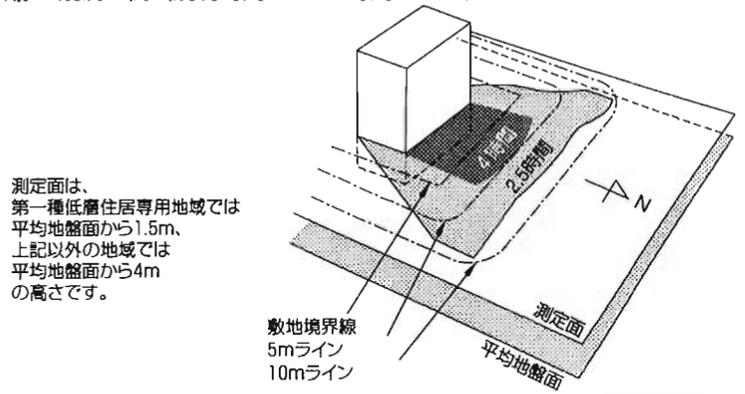
防火・準防火地域内の建築物の構造制限

地域規模	防火地域		準防火地域	
	階数	延べ面積	階数	延べ面積
耐火建築物としなければならないもの	階数3以上のもの	100㎡を超えるもの	階数4以上のもの(地階を除く)	1,500㎡を超えるもの
準耐火建築物または耐火建築物としなければならないもの	階数が2以下で、かつ延べ面積が100㎡以下のもの		階数3のもの(地階を除く) ※注2	500㎡を超え1,500㎡以下のもの
木造建築物(防火構造)でよいもの	原則禁止 ※注1		階数2(地階を除く)以下で、かつ延べ面積が500㎡以下のもの	

①耐火建築物 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造で耐火被覆したものなど。
 ②準耐火建築物 鉄骨造などの他、主要構造部を準耐火構造とした木造などを含む。
 ※注1 延べ面積が50㎡以内の平屋根の附属建築物で、外壁および軒裏が防火構造のものなどを除く。
 ※注2 外壁の開口部の構造・面積・主要構造部の防火措置等についての技術基準に適合する木造を含む。

日影による中高層建築物の高さの制限

- 規制の対象区域(豊島区の場合)
 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域のうち、東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例で指定した区域が対象になります。
- 規制の対象建築物
 (1)第一種低層住居専用地域では、軒の高さが7mを超える建築物または地階を除く階数が3以上の建築物です。
 (2)その他の地域では、高さが10mを超える建築物です。
 なお、規制対象区域外に高さが10mを超える建築物を建築する場合、規制対象区域に日影を生じさせると、その規制対象区域の規制を受けます。
- 日影の規制範囲
 日照条件の最も悪い冬至日の午前8時から午後4時までの8時間のうちで、敷地境界線からの水平距離が5mと10mの2つの線を設定し、それぞれの線を超える範囲において、規制時間以上の日影が生じないようにしなければなりません。
- 日影の測定面
 第一種低層住居専用地域および第二種低層住居専用地域(豊島区にはありません。)では平均地盤面から1.5m、その他の日影規制地域では平均地盤面から4mの高さの水平面上の日影が規制されます。
 なお、今回、条例の改正により、6.5mが追加されましたが豊島区では適用はありません。
- 日影の規制の例(規制時間4-2.5時間の場合)

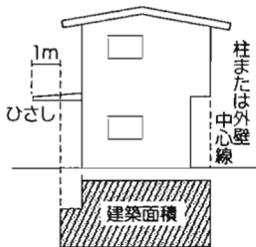


建ぺい率

建ぺい率とは、敷地面積に対する建物の建築面積の割合のことをいいます。

$$\text{建ぺい率 (\%)} = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

(注) 1m以内のベランダ、ひさし、出窓などは建築面積に入りません。

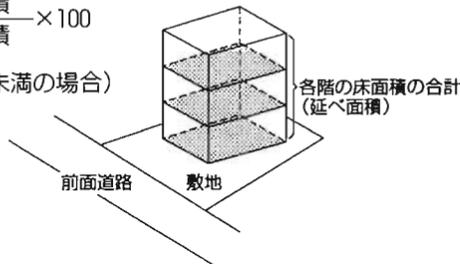


容積率

容積率とは、敷地面積に対する各階の床面積の合計(延べ面積)の割合のことをいいます。

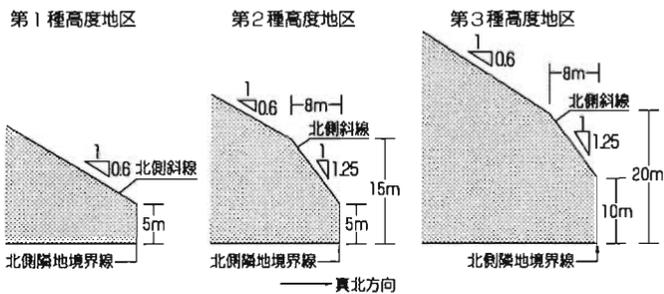
$$\text{容積率 (\%)} = \frac{\text{延べ面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

※前面道路の幅員(12m未満の場合)による制限もあります。



高度地区

高度地区とは、日照・通風・採光の確保などを目的として、建物の高さを制限するものです。



真北方向の斜線からはみ出して建物を立てることはできません。
 ※第一種低層住居専用地域の高さの最高限度は10mです。



用途地域等および日影規制が

東京都全域における用途地域等の一斉見直しについては、平成14年7月から説明会などにより、区民の皆さんのご意見を伺いながら検討してきましたが、6月24日に都市計画決定・告示されました。また、日影規制についても同時に変更されました。

そこで、豊島区における用途地域等および日影規制の変更箇所についてお知らせします。
 固用途地域等/地域計画係☎3981-2397、地区計画/街並み景観係☎3981-2462、日影規制/管理係☎3981-4949、建築規制/建築係☎3981-4975

変更箇所と内容

豊島区における変更箇所は、下表・下図のとおりです。なお、平成15年2月に示した「素案」からの変更はありません。

用途地域等の見直しと地区計画

東京都は、今回の見直しに合わせて、新たに「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」を策定し、用途地域等の変更にあたっては、地区計画(*)を策定することを原則としました。

これまで用途地域等の見直しは、ほぼ8年ごとに東京都全域を対象に行われる「一斉見直し」の方法で主に行われていましたが、この地区計画の原則化により、今後は地区計画の決定時期に応じた「随時の見直し」が主となります。

今回の「一斉見直し」では、豊島区は見直しスケジュールなどの都合上、道路の廃止などで用途地域の境界が不明確になったところなど、地区計画を策定せずに用途地域などを変更できる場所について見直しを行いました。

なお、現在、「随時の見直し」として、都市計画道路補助173号線(池袋二、三丁目付近)および環状4号線(高田一丁目付近)の整備に伴い、その周辺地区における地区計画の策定および用途地域などの変更について検討しています。

※地区計画…法律で統一基準により定められている用途地域では解決できない地区の課題を、建築物の用途の制限や高さの最高限度、敷地面積の最低限度など、地区独自のルールを定め解決していくものです。

なお、地区計画の決定は、新たな制限をかけることから地権者などの多くの同意が必要とされ、通常、時間をかけて調整を行いながら決めていきます。

都市計画制度および

用途地域における

- 凡例
 ○ 建てられる用途
 ▲ 面積、階数等に制限のある用途
 × 建てられない用途

名称		
住居系	第一種低層住居専用地域	低層住宅地域は、日用
	第二種低層住居専用地域	
	第一種中高層住居専用地域	中高層住宅
	第二種中高層住居専用地域	中小規模の
	第一種住居地域	住環境を保護する地域
第二種住居地域		
商業系	準住居地域	
	近隣商業地域	近隣の住宅
工業系	商業地域	中核拠点 務・商業核
	準工業地域	住宅と工場
	工業専用地域	工業の利便 工業に特化する地域

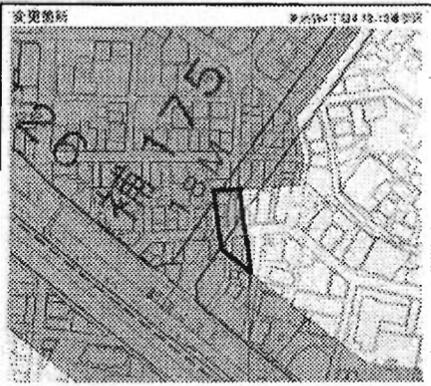
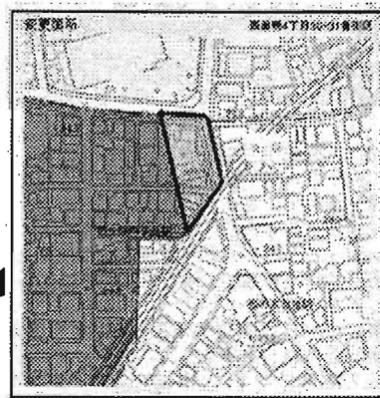
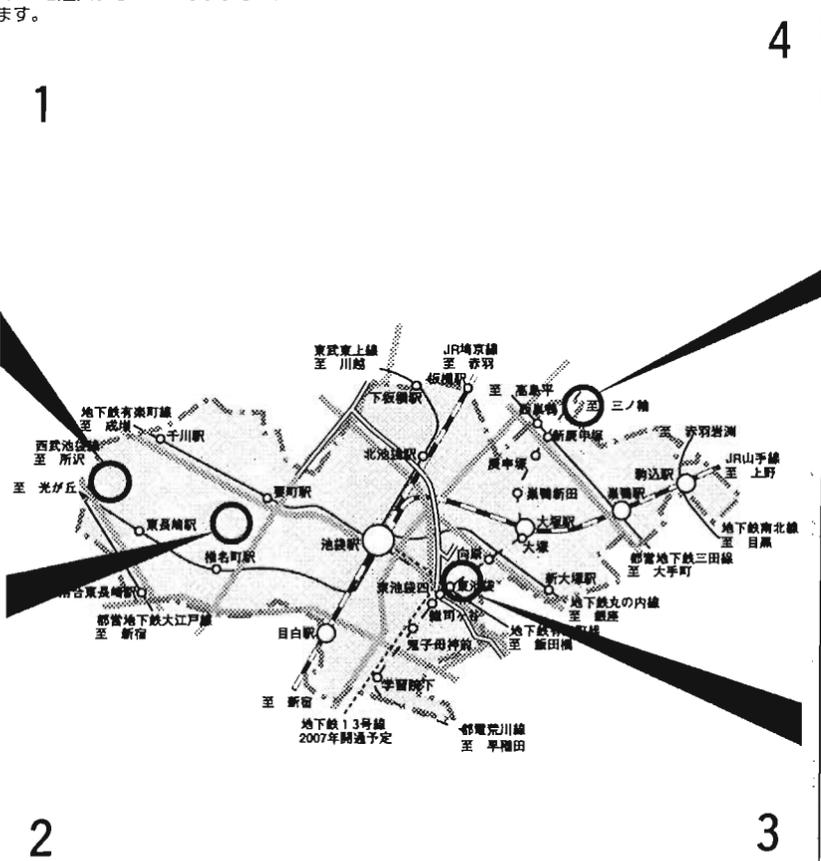
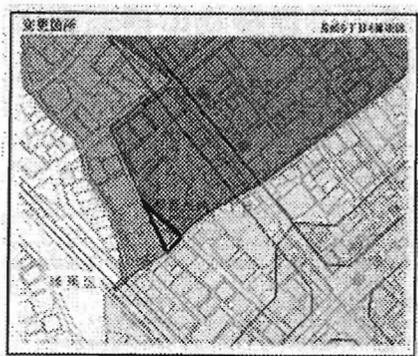
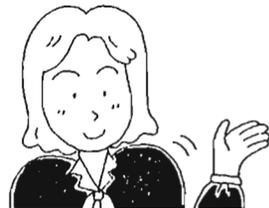
◆用途地域等および日影規制変更箇所一覧

(上段:変更前 下段:変更後)

番号	変更箇所	面積	用途地域	建ぺい率	容積率	防火防煙	高度地区	日影規制時間 測定面の高さ(※)	変更理由
1	長崎六丁目4番街区	約200㎡	第一種低層住居専用地域	60%	150%	準防火地域	第1種高度地区	4-2.5時間 1.5m	用途地域等の境界となっていた道路の付替があり、現状からでは用途境界が判断できなくなっていたため、隣接する用途地域等に合わせ変更しました。この道路は区道であり、変更箇所は区営住宅敷地です。
			第一種中高層住居専用地域	60%	200%	準防火地域	第2種高度地区	3-2時間 4.0m	
2	千早一丁目9番街区	約100㎡	近隣商業地域	80%	300%	準防火地域	第2種高度地区	4-2.5時間 4.0m	都市計画公園(千早フラワー公園)の整備に伴い、用途地域の境界となっていた通路がなくなり、現状からでは用途境界が判断できなくなっていたため、隣接する用途地域等に合わせ変更しました。変更箇所は全て公園内です。
			第一種中高層住居専用地域	60%	200%	準防火地域	第2種高度地区	3-2時間 4.0m	
3	東池袋四丁目4,12,13番街区	約600㎡	近隣商業地域	80%	300%	準防火地域	第3種高度地区	—	用途地域等の境界の基準となっていた都市計画道路補助175号線が変更となったため、現在の都市計画道路を基準にして、隣接する用途地域等に合わせ変更しました。
			商業地域	80%	600%	防火地域	—	—	
4	西巣鴨四丁目30,31番街区	約1,300㎡	近隣商業地域	80%	300%	準防火地域	第3種高度地区	4-2.5時間 4.0m	北区との整合を図るため、近隣商業地域内の日影規制時間を変更しました。
			近隣商業地域	80%	300%	準防火地域	第3種高度地区	5-3時間 4.0m	

※測定面の高さについて

建築基準法の改正により、第一種および第二種低層住居専用地域以外の日影規制対象区域については、測定面の高さを、平均地盤面から「4m」または「8.5m」のいずれかを選択することになりました。豊島区では、現在と同じ測定面である「4m」とします。



※☎は[問い合わせ先]、☑は[申込み先]、HPは[ホームページ]、EMは[Eメール]、FAXは[ファクス]、✉は[フリーダイヤル]です。

表1 大気中のダイオキシン類の濃度

調査場所	平成15年 5月	8月	11月	平成16年 2月	年平均値	環境 基準値
巣鴨第一児童館(巣鴨)	0.059	0.052	0.086	0.062	0.065	0.6以下
長崎健康相談所(長崎)	0.045	0.058	0.091	0.054	0.062	
※清掃工場内(上池袋)	—	0.072	—	0.068	0.067	
※文成小学校(池袋本町)	—	0.075	—	0.059	0.070	
※千登世橋教育文化センター(雑司が谷)	—	0.060	—	0.064	0.062	
平均	0.052	0.063	0.089	0.061	0.065	

単位：大気1m当たりのピコグラム-TEQ
※印は東京二十三区清掃一部事務組合が調査

表2 土壌中のダイオキシン類の濃度

調査場所	平成15年度	環境基準値
学習院大学構内(目白)	34	1,000以下
千川二丁目中央児童遊園(千川)	5.6	
※清掃工場内(上池袋)	2.7	
※池袋本町公園(池袋本町)	11	
※巣鴨公園(巣鴨)	4.8	
※千早公園(千早)	3.5	
平均	10.3	

単位：土壌1グラム当たりのピコグラム-TEQ
※印は東京二十三区清掃一部事務組合が調査(速報値)

平成15年度 環境調査結果をお知らせします

区では、今年2月に実施した土壌中のダイオキシン類の調査結果が表2のようにまとまりました。

大気汚染状況

区では池袋(区役所分庁舎屋上)、巣鴨(巣鴨第一児童館屋上)および長崎(長崎健康相談所内)の3か所の測定室で大気汚染物質の濃度を常時測定しています。

ダイオキシン類の一般環境大気への影響度を把握するため

区は、巣鴨第一児童館・長崎健康相談所で年4回(5・8・11・2月)調査を実施しました。また、清掃工場内、文成小学校、千登世橋教育文化センターで東京二十三区清掃一部事務組合が夏と冬に実施しました。

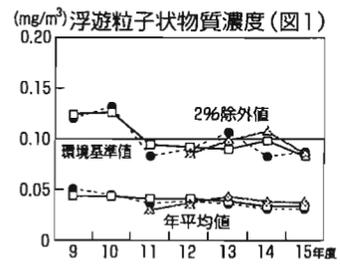
区内5地点の年平均値は大気1m当たり0.062、0.070ピコグラム・TEQ(以下の数字は単位省略)、平均で0.065であり大気環境基準値(0.6以下)を下回っていました。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する物質で、粒径が百分の1mm(10ミクロン)以下のものをいいます。

都内の浮遊粒子状物質の約50%は自動車からの排出(このうち、ほぼ全量がディーゼル車)と推計されており、硫酸酸化物などと共に呼吸器系疾患の原因の一つになるといわれています。

年平均値は池袋0.037mg/m³、巣鴨0.034mg/m³、長崎0.032mg/m³で、前年度と同程度の濃度でした。また、環境基準の達成状況をみる数値(2%除外値)は三測定室とも環境基準値を下回りました(図1)。

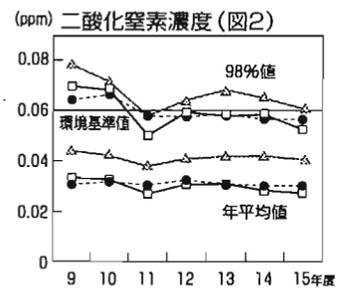


二酸化窒素(NO₂)

物が燃える時に発生する気体で、自動車、工場などから排出されます。

都内の窒素酸化物の約70%は自動車からの排出(このうち約7割がディーゼル車)と推計されており、肺などの呼吸器に影響を与えるといわれています。

年平均値は池袋0.041ppm、巣鴨0.028ppm、長崎0.030ppmであり、前年度と同程度の濃度でした。また、環境基準の達成状況をみる数値(98%値)は池袋測定室では環境基準値を上回り、他の測定室では下回りました(図2)。



光化学オキシダント(O₃)

自動車や工場などから排出された窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線を受け、複雑な反応を経て生成される酸化性物質の総称でオゾンが大部分を占めています。光化学スモッグの原因となり、目や鼻などを刺激し、植物にも被害を与えます。

年平均値は0.031ppm(巣鴨のみ測定)であり、前年度と同程度の濃度でした。また、環境基準の達成状況をみる一時間値が基準値を超えた時間は52時間で、昨年度に比べやや増加しま

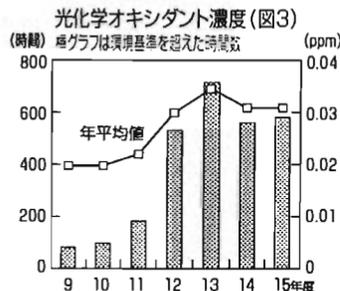


表3 道路交通騒音・振動測定

道路名	測定場所	騒音(デシベル)		振動(デシベル)		交通量(台/日)
		昼間	夜間	昼間	夜間	
首都高速5号線(南)	南池袋4-18	77	77	—	—	—
目白通り(放7)	南長崎4-13	70	69	48	47	—
白山通り	西巣鴨4-9	68	67	39	38	—
首都高速5号線(北)	池袋1-13	76	75	—	—	109,000
川越街道	池袋1-13	73	71	41	42	72,000
目白通り(補助76)	南長崎3-5	72	72	45	45	—
春日通り	東池袋5-39	73	72	48	45	34,000
新目白通り	高田3-19	72	71	32	30	—
要町通り	要町2-30	66	64	43	39	—

表4 騒音の環境基準

測定道路	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下

※振動の環境基準は定められていません。

表5 鉄道騒音・振動測定

路線名	測定場所	軌道構造	騒音(デシベル)	振動(デシベル)	速度(km/時)
JR山手線	西池袋2-24	平坦	89	66	61
	巣鴨3-1	掘割	85	53	64
JR埼京線	上池袋3-13	切取	84	64	73
西武池袋線	南長崎2-24	平坦	86	66	72
東武東上線	池袋本町1-1	盛土	90	68	65
都電荒川線	西巣鴨2-11	平坦	81	59	39

※測定地点は測定側軌道の中心から7.5mの地点。
※在来線鉄道の環境基準は定められていません。

表6 自動車騒音の常時監視

道路名	調査場所		騒音(デシベル)		達成率(%)		交通量(台/日)
	起点	終点	昼間	夜間	昼間	夜間	
白山通り	巣鴨1-20	西巣鴨4-14	74	73	84.0	73.9	49,000
日の出通り	東池袋4-7	南池袋4-25	74	71	74.2	74.2	33,000
目白通り	目白3-13	高田1-40	69	67	100.0	87.9	27,000
千川通り	南長崎6-8	要町3-24	68	65	100.0	100.0	13,000
4道路の面的評価	—	—	—	—	90.6	84.7	—

騒音振動測定

区では、定期的に幹線道路を中心とした道路交通騒音・振動の測定および鉄道騒音・振動の測定を行っています。

観測データを お知らせしています

「こちら豊島区役所です」で、測定室での二酸化窒素濃度データをお知らせしています。

ご協力下さい

● 通勤、通学には公共交通機関を利用しましょう。
● 無駄なアイドリングはやめましょう。
● 空ぶかしや急発進、急加速はやめましょう。
● 車の購入・買換えに際しては、八都府市指定の低公害車やクリーンエネルギー自動車を選びましょう。

この自動車騒音の常時監視は、道路境界から50mまでの範囲にある住戸の環境基準達成率を面的に算出するもので、平成15年度に行った4道路での結果(表6参照)では、基準達成率は昼間90.6%、夜間84.7%でした。

消費生活センターの窓口から

消費生活問題を学習する団体に講師を派遣します

消費生活に関する身近な問題を学習する団体に講師を派遣します。学習の成果は出前講座活動を通じて消費者行政に生かします。

- ◇対象：次のいずれにも該当する団体①構成員の半数以上が区内在住、在勤である②団体が5名以上である。◇募集数：3団体◇派遣費用：無料◇選考：応募者多数の場合、後日提出する企画書で選考※登録団体は区民講師として出前講座などで活動していただきます。

8月20日までに消費生活センター ☎5992・7015、☎5992・7024

ヤミ金被害等の相談を受け付けています

区では、「としまヤミ金被害対策弁護団」と連携して、ヤミ金被害者からの相談を受け付けています。

ヤミ金等の高利な利子や暴力的に取り立てに困っている方、多重債務で悩んでいる方はご相談ください。◇相談日時：毎週月～金曜日 午前10時～正午、午後1～4時 消費生活センター（生活産業プラザ内）

「豊島区消費生活センター」と紛らわしい名称の業者にご注意ください

最近、電話で「豊島区消費生活センター」や「消費者総合相談窓口」を名のり、「借金をしていただけますね、解決のお手伝いをします」一あなたの情報が漏れていることになり、相談に乗ります。などと言われ、高額の

手数料を要求されたなどの苦情が寄せられています。「豊島区消費生活センター」では、手数料を請求することはありません。紛らわしい名称の業者に十分注意してください。なお、N.T.T.の電話番号案内に「消費者相談の窓口を教えてください」と尋ねると、前記のところが電話番号を教えられ、問い合わせの際は、「豊島区役所の中の消費生活センター、または相談の窓口」と尋ねてください。



男女平等推進センターの移転・改修に伴い、10月1日から、会議室の利用が変わります。◇廃止施設：第一会議室・特別会議室・サークル室など◇廃止月日：10月1日から※廃止に伴い、一部会議室の名称を変更します。

◇貸出停止施設：4階会議室・美術室・工芸室◇停止期間等：11月1～30日 月～土曜日 午前9時～午後5時※工事状況により期間が短縮されます。



昨年度中学生の豊島区最優秀賞 大阪太郎さんの作品

勤労福祉会館の貸し施設の一部を休止します

男女平等推進センターの移転・改修に伴い、10月1日から、会議室の利用が変わります。

「明るい選挙啓発ポスターコンクール」の作品を募集しています

◇応募資格：区内在住、在学の小・中学生、高校生◇作品内容：明るい選挙を推進する内容を自由に表現してください。◇規格等：四ツ切り(542mm×382mm)、八ツ切り(382mm×271mm)もしくはそれに準ずる大きさの画用紙(縦横自由)に色鉛筆、クレヨン、絵の具などで描いてください。※作品の裏に学校名、学年、氏名(ふりがな)、住所、電話番号を記入してください。◇審査：9月中旬◇主催：選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会※応募者全員に参加賞、入賞者には、賞状・記念品を贈呈します。また、入賞作品は11月下旬～12月上旬に、

わが家の健康

コンタクトレンズを使うとき

コンタクトレンズは非常に普及し、最近では小学生から着用する人もいます。眼鏡のように縁が気になったり、ゆがんで見えたり、蒸気で曇ったりすることもなく、また、外観が変わらないといった利点があります。発売当初は非常に高価でしたが、今では価格も下がり、気軽に購入できるようになりました。

コンタクトレンズは直接目に接触しますから、いつも清潔に保ち、角膜障害を起こさないように注意して使いましょう。レンズの状態(汚れ、たんばく質の付着、変形など)と長時間の装用が角膜障害を引き起こす

大きな原因となります。その他、涙の量が少なかったり、涙の成分に問題があったり、まぶたの裏に問題があると障害を起こしやすくなります。特にソフトコンタクトレンズを使用している場合は、角膜に障害が起きても痛みが出ないことが多く、発見が遅れがちです。痛みがなくても障害が起きている可能性がありますから、定期的に眼科医の診察を受けて角膜の状態を診ておくことが大切です。目の痛みはもちろん、目の充血、流涙、目やにの増加などがあつたら、直ぐにコンタクトレンズを外して眼科医の診察を受けてください。

コンタクトレンズを使うときに角膜障害を防ぐためには、日頃から眼鏡を併用し、装用時間が長くなり過ぎないように注意すること、古いレンズや汚れているレンズを使用しないことです。

(豊島区医師会提供)

健康

費用の記載がない事業は無料です

◆日本脳炎の予防接種を忘れずに受けましょう

日本脳炎の予防接種は、反復接種することによって、予防効果が持続します。接種は通年で入りますので、お子さんの体調のよい時に受けてください。◇対象年齢…1期は7歳6か月未満、2期は9歳以上13歳未満、3期は14歳以上16歳未満※上記の方は、公費で接種できます。それ以外の方は任意接種で有料です。

豊島保健所健康推進課 ☎3987-4173、長崎健康相談所 ☎3957-1191

◆夏休み親子実習教室

7月23日(金) 午後1～4時 長崎健康相談所◇「細菌ってなに、身近な細菌を調べてみよう」◇区内在住の小学4～6年生と保護者◇15組30名

豊島保健所 ☎3957-1191

◆夏休み子どもヘルシークッキング「食事のバランスってなあに？」

7月23日(金)・8月4日(水) いずれも午前10時～正午 池袋保健所◇栄養のお話と調理実習◇小学生と保護者(小学5年生以上は一人参加可)◇各15名※1回のみ参加可。

豊島保健所健康推進課 ☎3987-4361

◆赤ちゃんの食事講習会

7月29日(木) 午後1時30分～3時 池袋保健所◇口の発達とむし歯予防、発達

に合わせた食べ方と調理のポイント◇離乳食を食べている乳幼児と保護者◇25組 豊島保健所健康推進課 ☎3987-4361

◆痴ほう予防講習会

「有酸素運動で脳を活性化しよう」7月30日(金) 午後1時30分～3時30分 長崎健康相談所◇痴ほう予防の話、運動実技◇講師…健康運動指導士/鈴木京子氏ほか◇30名程度

豊島保健所 ☎3957-1191

◆介護予防教室

「嚙下体操であなただの心と身体が変わる」8月8日(日) 午前10時～正午 いけよんの郷在宅介護支援センター(池袋4-25-10)◇高齢者の摂食障害についての講演と嚙下(飲み込み)体操◇講師…作業療法士/伊藤理恵氏、言語聴覚士/中西敦子氏◇当日直接会場へ。

豊島保健所 ☎3986-0907、中央保健福祉センター ☎3981-2031

◆光化学スモッグに注意しましょう

夏は光化学スモッグ注意報が度々発令されます。区施設では垂れ幕・看板で注意を呼びかけています。注意報発令中は、外出・屋外運動はできるだけ差し控えましょう。また、自動車の使用を自粛しましょう。 豊島環境調査係 ☎3981-2771

●東京都教育庁

中学校卒業程度の認定試験を実施します◇対象…病気などやむを得ない理由で義務教育を受けることを猶予・免除された方、または卒業できなかった方◇試験日・場所…11月1日(月) 東京都就学相談室(渋谷区笹塚1-26-9)◇試験科目…国語、社会、数学、理科、英語 8月2日～9月3日(必着)までに文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室へ※合格者には高等学校の入学資格が与えられます。

豊島区学務部義務教育心身障害教育課小中学校係 ☎5320-6752

官公署 だより

●池袋・豊島消防署

「はたらく消防の写生画展」を開催します ①7月26日(月) 午前10時～午後5時、27日(火) 午前9時～午後4時 東京芸術劇場展示室1 ②8月26日(木)～9月8日(水) 午前10時～午後8時 三越池袋店1階フォトコーナー ③8月26日(木)～9月8日(水) 営業時間内 西友東鴨店 豊島消防署 ☎3988-0119、池袋消防署 ☎3985-0119

※☎は[問い合わせ先]、〒は[申込み先]、HPは[ホームページ]、EMは[Eメール]、FAXは[ファクス]、☎は[フリーダイヤル]です。

イベント情報

費用の記載がない事業は無料です

金曜いていのコンサート

7月16日(金)※雨天の場合は中止 午後0時10分～50分 南池袋公園◇演奏/陸上自衛隊第一音楽隊※抽選あり◇主催/同実行委員会(地元商店街、豊島区ほか) 園南池袋パーク商店街 角☎3590-1009、商店街振興係☎5992-7017

庁舎ロビーコンサート 弦とピアノ

7月21日(水) 午後0時15分～45分 区役所本庁舎ロビー◇演奏/東京音楽大学 園文化芸術係☎3981-1270

プレーパーク 開園1周年記念イベント

7月24日(土)※雨天の場合25日(日) 午前10時～午後6時 池袋本町プレーパーク(池袋本町1-42)◇ウォーターライダー作りなど◇主催/池袋本町プレーパークの会・豊島区◇当日直接会場へ。 園地域担当係☎3981-2049



リサイクルフリーマーケット

7月25日(日) 午前11時～午後2時 区民センター※買い物袋持参。駐車場なし。 園やってみようフリマの会! 小嶋☎3954-5756(夜間)、リサイクル推進係☎3981-1602

雑司が谷旧宣教師館 「草木染とブルーベリー摘み」

7月31日(土)・8月1日(日) いずれも午前10時～正午◇シルクのスカフの草木染とブルーベリー染を行います◇区内在住の方◇各10名◇1,100円(教材費) 往復はがき(はがき記入例参照。希望日も記入)で7月23日(必着)までに「171-0032 雑司が谷1-25-5 雑司が谷旧宣教師館」へ。※一人1通のみ。応募者多数の場合は抽選。 園当館☎3985-4081



母子一泊研修旅行

8月22日(日) 午前8時豊島公会堂前集合 群馬・伊香保温泉◇区内在住で母子家庭の母親と子ども(高校生以下)◇5,000円(小学生以下3,000円)※当日の昼食は各自持参◇45名◇主催/ゆたか会(豊島区母子福祉会) 往復はがき(はがき記入例参照。参加者全員の氏名、年齢も記入)で、8月5日(必着)までに「〒170-0003 駒込3-8-3 ゆたか会事務局 篠原」へ※応募者多数の場合は抽選。 園子ども家庭・女性相談係☎3981-2119

講演・講習

◆駒込社会教育会館「パソコン教室」

2日間Aコース 8月28日(土)・29日(日) 午前9時～午後4時
4日間午前コース 8月31日(火)～9月3日(金) 午前9時～正午
4日間午後コース 8月31日(火)～9月3日(金) 午後1～4時
4日間夜間コース 8月31日(火)～9月3日(金) 午後6時15分～9時15分
2日間Bコース 9月4日(土)・5日(日) 午前9時～午後4時

いずれも、ワード(文書作成)・エクセル(表計算)の基本を学ぶ◇区内在住、在勤で18歳以上の方◇各20名◇1,800円(テキスト代別途) 往復はがき(はがき記入例参照。希望コースも記入)で、7月29日(必着)までに、「〒170-0003 駒込2-2-2 駒込社会教育会館」へ。※一人1通1コースのみ。応募者多数の場合は抽選。千早、南大塚、巣鴨社会教育会館の同講座受講者は不可。 園当館☎3940-2400

◆オープンスクール開講

教育委員会と専修学校・各種学校との共催で公開講座を開講します。申込みは電話で直接各学校へ。 園社会教育係☎3981-1189 駿台トラベル&ホテル専門学校

葬祭業界就職セミナー/7月24日(土) 午後2時～4時30分◇社会人、大学生対象◇30名◇1,000円◇受付中☎3946-1211 駿台電子情報専門学校
①パソコンなんでも講座/7月31日(土)・②インターネットとメールなんでも講座/8月4日(水)

いずれも◇午後1時20分～3時◇50名◇1,000円◇受付中☎0120-86-1296 日本外国語専門学校

英語マジックワールド～子どもたちの英会話塾/7月31日(土) 午後1時30分～3時◇年中・年長児、小学1・2年生対象◇各15名◇各500円◇受付中☎3365-6141

スポーツ

◆巣鴨体育館 区民スポーツ広場

7月25日(日) 午後1～5時◇卓球・トランポリン、バトミントン、インディアカなど◇指導…スポーツリーダー委員会◇区内在住、在勤、在学の方◇300円(小・中学生150円)◇当日直接会場へ※運動着、室内用靴を持参。 園当館☎3918-7101



◆第25回区民グラウンドゴルフ大会

8月7日(土)※雨天の場合28日(土) 午後4～8時 総合体育場◇区内在住、在勤、在学の方とその家族(小学5年生以上)◇500円(保険料等)※運動着・靴を持参。用具の貸出しあり◇主催/レクリエーション協会、共催/教育委員会 園8月6日までに同協会 中村☎3918-1014、スポーツ振興係☎3981-1334

◆障害者スポーツ講習会「水泳教室」

8月14日(土)・21日(土) いずれも午前9時30分～11時30分 西池袋温水プール◇区内在住で3歳以上の障害者とその介護者※医師から水泳を禁止されている方はご遠慮ください。 園心身障害者福祉センター☎3953-2811、☎3953-9441



けやき 高齢者の施設から

◆池袋本町ことぶきの家 健康教室 7月20日(火) 午後1時30分～3時◇食中毒と酢の話◇当日直接会場へ。 園当館☎3986-0041

◆高田ことぶきの家 健康教室 7月22日(水) 午後1時30分～3時◇痴ほう予防はおいしい食事とお口のケアから◇当日直接会場へ※60歳未満の方もどうぞ。 園当館☎3988-8601

◆巣鴨ことぶきの家 講演会 7月23日(木) 午後1時30分～3時◇老後の安心のために～遺言と後見制度◇講師…池袋公証人役場公証人/寺尾 淳氏◇当日直接会場へ。 園当館☎5974-5464

◆高齢者福祉センター 健康教室 7月26日(日) 午後1時30分～3時◇痴ほう予防とバランスのよい食事◇当日直接会場へ。 園当館☎3984-5896

コミュニティ振興公社
としまコミュニティチケットセンターへ ☎3590-5321 ※@前売り、@当日、<http://www.toshima-community.jp>

◆ロバの音楽座 ジグの空想音楽会 7月17日(土) 午前11時開演 豊島公会堂◇おとな2,400円、中学生以下1,800円※当日券あり。ファミリーチケット(1,500円)は各社会教育会館でも販売。

◆東京フィルハーモニー交響楽団演奏会 スクリーンミュージック 7月27日(火) 午後7時開演 東京芸術劇場大ホール◇S席@4,200円@4,500円、A席@3,700円@4,000円、B席@3,200円@3,500円、C席@2,700円@3,000円、T席@1,500円@1,800円※友の会会員割引あり。

◆豊島区・遊佐町友好都市締結記念 フレンドシップコンサート 8月3日(火) 午後7時開演 豊島公会堂◇出演…ソルノク・コダーイ合唱団、ステパニウク・オクサーナ◇一般1,500円、小中高生1,000円 全席自由※友の会会員割引あり。

◆美術へのいざない 文化講演会 「発見された幻の絵画 横山大観 海山十題展」 7月27日～8月29日に東京芸術大学美術館で開催される同展の解説。 8月6日(金) 午後6時30分開演 区民センター文化ホール◇無料 往復はがき(はがき記入例参照)で、7月23日(必着)までに「〒170-0013 東池袋1-20-10 コミュニティ振興公社横山大観係」へ※一人1通のみ。

◆日韓児童合唱団による歌声交流 8月7日(土) 午後6時30分開演 豊島公会堂◇出演…韓国ソム・オリニ(島の子ども)合唱団、区内在住の小学生、鄭玄淑(チョン・ヒョンスック/歌謡歌手)ほか◇1,000円 全席自由。

◆名作・名曲鑑賞会 劇団俳優座創立60周年記念公演 「ザ・パイロット」 9月16日(日) 午後6時30分、18日(土)・19日(日) 午後1時30分開演 六本木俳優座劇場◇4,500円(一般5,250円)※友の会会員割引あり。

◆O-Getyu-Ryu ヨーロッパツアー凱旋公演「SAKUYA～咲夜～」 10月19日(火) 午後7時開演 東京芸術劇場中ホール◇ヨーロッパを熱狂させた新しい剣舞・立ち回りのパフォーマンス。美しく悲しいSAMURAIたちの物語◇S席@3,200円@3,500円、A席@2,700円@2,800円※友の会会員割引あり。

◆第26回としま奇席 豊島区名誉区民・落語界初の人間国宝 5代目小さん生誕90年落語会 10月25日(月) 午後6時30分開演 東京芸術劇場中ホール◇出演…柳家花緑、柳家小三治ほか◇S席@3,600円@3,900円、A席@3,100円@3,400円※友の会会員割引あり。

◆ボランティア活動入門講座 7月26日(日) 午後7～9時 豊島ボランティアセンター◇活動の種類や選び方、ボランティア保険など◇10名 園当センター☎3984-9375

◆社会福祉協議会

社会福祉協議会

◆豊島清掃事務所 臨時職員 ◇現在18歳以上で健康な方◇ごみ収集作業◇8月1～31日の月～土曜日(15日以内)、午前7時40分～午後4時25分(8時間以内)勤務◇日額9,690円(交通費等含む)◇若干名◇選考…書類・面接 園7月22日までに、履歴書(写真貼付)を本人が直接持参(所在地/池袋本町1-7-9、受付/日曜日・祝日を除く午前9時～午後4時30分)。 園当所管理係☎3984-9681

◆社会福祉事業団 準職員 特養ホームケアワーカー ◇20～50歳程度でホームヘルパー2級または経験のある方◇月15～20日勤務、1日8時間(夜勤を含む5交替制)◇勤務地…区内◇日額8,000～9,600円、夜勤手当1回4,000円※交通費、賞与別途支給。昇給あり◇期間…採用日から17年3月31日まで(更新あり)◇若干名◇選考…面接。 園当事業団☎5965-1345

◆郷土資料館 7月18日(日)～27日(火)◇企画展「えきぶくろ」開催準備のため。 園当館☎3980-2351

◆はがき記入例

【はがきの裏】
①事業またはイベント名
②〒住所
③氏名(ふりがな)
④年齢
⑤性別
⑥電話番号
⑦その他必要事項
※往復はがきを利用する場合、返信に〒住所、氏名を記入してください。